

# 上越市生活応援クーポン券 取扱店舗募集要領

令和8年3月



# 1. 事業の目的

上越市では、食料品等の物価高騰による家計負担の軽減および市内消費を促進するため、国の重点支援地方交付金を活用し、市内の店舗等で利用できるクーポン券を発行します。

# 2. 上越市生活応援クーポン券の概要

「上越市生活応援クーポン券」は、上越市が独自に発行するもので、市民があらかじめ登録された市内店舗等の商品・サービスの提供を受ける際、割引券としてお使いいただけます。

## (1) 対象者

上越市民

## (2) クーポン券

1人当たり3,000円分(1,000円券×3枚)のクーポン券

## (3) 利用期間

令和8年5月下旬～令和8年9月30日(水)

※クーポン券は5月中旬に郵送する予定です。市民へ届き次第、利用可能となります。

## (4) クーポン券が使える店舗等

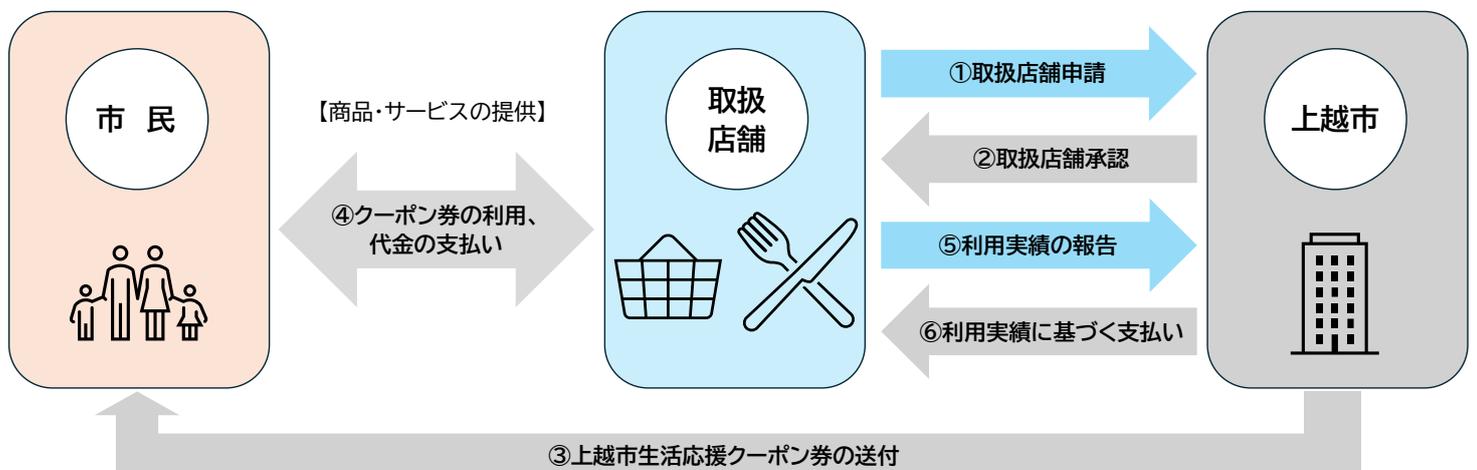
「上越市生活応援クーポン券発行业登録店舗承認決定通知書」を受けた店舗等

## (5) 精算方法

「請求書(市指定様式)」と「クーポン券」を郵送または持参により市へ請求

※概ね30日以内に指定口座へ振り込みます。

「上越市生活応援クーポン券」のながれ



## 「上越市生活応援クーポン券」の利用について

- ・クーポン券は、取扱店舗として登録された店舗などが提供する商品・サービスの割引券として利用できます。
- ・事業用途に使用することはできません。
- ・税込み 1,000 円を基準額とし、商品・サービスの合計額に応じて使用できる券の枚数を判断してください。

<購入額とクーポン券使用枚数(例)>

- 税込み 900 円の会計・・・使用できません。
- 税込み 1,300 円の会計・・・1 枚使用可能。
- 税込み 2,200 円の会計・・・2 枚使用可能。

## 3. 申請できる事業者

次の 6 項目のすべてに該当する必要があります。

- ① 市内に事務所、事業所又は店舗を有すること。
- ② 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業を行っていないこと。
- ③ 政治又は宗教活動を目的とする事業を行っていないこと。
- ④ 公序良俗に反する事業を行っていないこと。
- ⑤ 暴力団(上越市暴力団の排除の推進に関する条例(平成 24 年上越市条例第 34 号)第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)、暴力団員(同条第 2 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- ⑥ 市税を滞納していないこと。

## 4. 対象になる商品・サービス

クーポン券は、個人消費を目的とした商品・サービスに利用できます。

次の商品・サービス等の購入、債務の支払いに使用することはできません。

- ① 不動産又は金融商品
- ② たばこ
- ③ 商品券、プリペイドカード等換金性の高いもの
- ④ 国税、地方税、使用料等の公租公課(特定取引に係る消費税及び地方消費税は除く。)

## 5. 申請期間

令和8年3月23日(月)～7月31日(金)

※取扱店舗はホームページに掲載します。

※ 4月16日(木)までの受付分は各世帯へ配布する「使用可能店舗一覧」に掲載します。

## 6. 申請方法

クーポン券の取り扱いを希望する事業者は、電子申請システムによる申請もしくは登録店舗申請書に必要事項を記入し、郵送、メール、FAX 又は持参により申請してください。なお、大型店、量販店、チェーン店、系列店舗等市内に複数店舗を有する事業者については、店舗ごとに申請が必要です。

### 【申請に必要な書類】

- (1) 上越市生活応援クーポン券発行事業登録店舗申請書(様式第1号)  
市ホームページからダウンロードできます。



上越市ホームページ

### 【提出方法】

- (1) 電子申請システム

[https://apply.e-tumo.jp/city-joetsu-niigata-u/offer/offerList\\_detail?tempSeq=29517](https://apply.e-tumo.jp/city-joetsu-niigata-u/offer/offerList_detail?tempSeq=29517)



電子申請システム

- (2) 郵送、ファックス、メール

〒943-8601 上越市木田 1-1-3

上越市 産業部 産業政策課 クーポン券事務局宛

電話 025-520-5837

FAX 025-520-5852

E-Mail: [coupon@city.joetsu.lg.jp](mailto:coupon@city.joetsu.lg.jp)

- (3) 窓口持参

- ・上越市役所第3庁舎 産業政策課 クーポン券事務局
- ・各総合事務所、南・北出張所

## 7. 登録決定

審査ののち2週間を目途に決定通知書を送付します。なお、登録店舗には、5月上旬に店舗掲示用のポスター(A3サイズ)やマニュアルの送付を予定しています。